

第 1 1 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和 2 年 9 月 3 0 日

定 例 会

令和2年第11回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和2年9月30日
 招集の場所 越谷市役所本庁舎5階 第3委員会室
 開閉会日時 開会9月30日 午前10時00分
 閉会9月30日 午前11時40分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	堀 川 智 子	委 員	進 藤 秀 子
委 員	荒 木 明 子	委 員	渡 辺 律 子

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	鈴 木 功	学校教育部長	岡 本 順
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校教育部 副参事兼 学校管理課長	紺 野 功
教育総務部 副参事兼 図書館長	横 山 みどり	学校教育部 副参事兼 指導課長	佐々木 清
生涯学習課長	木 村 和 明	学校教育部 副参事兼 給食課長	石 川 智 啓
スポーツ振興 課 長	八木下 太	学 務 課 長	小野寺 秀 明
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	前 田 清 彦	教育センター 所 長	齋 藤 紀 義
生涯学習課 調 整 幹	中 野 聡	学校管理課 調 整 幹	齋 藤 道 雄
南 越 谷 公 民 館 長	坂 卷 孝 二	指導課調整幹	佐 藤 泰 弘
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	中 山 佳 孝

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	市 川 今日子
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決第12号について	
	・教育長専決第13号について	(秘密会)
	議 案	
	・第39号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第40号議案 越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について	原案可決
	・第41号議案 令和3年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について	原案可決
	・第42号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について	原案可決
	協議事項	
	・第3期越谷市教育振興基本計画（素案）について	
	・令和2年度越谷市教育功労者等表彰式の中止並びに今後の対応について	
	その他	
	・令和2年9月定例市議会について	
	・教育総務部所管施設の指定管理者の指定について	
	・令和2年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について	
	・令和2年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会について	

◎ 開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより 9 月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第 1 条第 2 項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

初めに、教育長専決第 13 号については人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前 10 時 00 分)

◎ 教育長報告 「教育長専決第 12 号について」

吉田教育長 それでは、教育長報告、「教育長専決第 12 号について」、教育センター所長から説明いたします。

教育センター所長。

齋藤教育センター所長 それでは、専決第 12 号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の 3 ページをご覧ください。

専決第 12 号 財産の取得について（学習者用タブレット端末等）の原案決定について。

財産の取得について（学習者用タブレット端末等）の原案決定について別紙のとおり専決処理する。

令和 2 年 9 月 15 日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の 5 ページをご覧ください。こちらは令和 2 年 9 月定例市議会に越谷市長が提出した議案の原案でございます。

提案理由でございますが、学習者用タブレット端末等を取得するに当たり、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する額以上となるため、提案するものでございます。

内容としましては、取得財産につきましては後ほどご説明いたします。

取得価格につきましては 19 億 9,958 万円。

契約の相手につきましては、富士電機 IT ソリューション株式会社、代表取締役、及川弘でございます。

次に、6 ページをご覧ください。取得財産につきましては、1、学習者用タブレット端末 2 万 6,800 台、2、キーボード 2 万 6,800 個、3、端末管理ソフト 2 万 6,800 本、4、大型提示装置 804 台

でございます。また、参考としまして7ページに入札状況を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

教育長専決第12号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 特に新型コロナウイルス感染症のこともあって、この提案、国の施策で進めていただけることは大変ありがたいと思っています。今までも話が出ていたと思うのですが、使用開始になるまでのスケジュールについて、もう一度確認させていただければと思うのですけれども。

吉田教育長 教育センター所長。

齋藤教育センター所長 1人1台の端末につきましては、現在、契約が進んでいるところでございます。納品につきましては、年末から1、2月ぐらいに納品されるのですが、その後にソフト等を入れなければいけないこともありますので、3月いっぱいまでにはそれを完了して、各学校に配付という形で、来年度の4月当初から使用できるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 4月当初からの活用が可能ということで、大変ありがたいと思っているのですけれども、使い方については、これから各学校へ研修するなど、そういった計画をこれから立てていくということによろしいでしょうか。

吉田教育長 教育センター所長。

齋藤教育センター所長 使い方等については、教育委員会及び推進研究員でリーフレット等を作成して、学校で使いやすい形を考えております。また、貸出し等につきましても修繕や紛失等が考えられ、あとWi-Fiの関係がありますので、ある程度課題をクリアしながら貸出しをできる方向で考えているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 この具体的な使い方等については、指導員さんということもありましたけれども、現場の意見も聞いているのですか。

教育センター所長。

齋藤教育センター所長 現在、実質的な使い方としていろいろアプリ等が入れられるものがありますので、各学校でこのようなアプリがあったらいいなという希望を取っているところでございます。そういった中で、ある程度予算内でできるものについては、使いやすいものを入れていくよというということと、あとは推進研究員がいますので、そちらでこういうのがあったらということ

で、計画を立てながら導入を考えているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 今年、教科書採択をやったのですけれども、これで1人1台ずつタブレット端末が行くということなので、ぜひ教科書のQRコードも多く活用していただきたいと思います。

以上です。

吉田教育長 今回、一般質問で越谷市の特産物について、このコロナ禍で見学に行けないという事情もあって、積極的に何か導入できないかみたいなことがあったのですけれども、関係課でも動画を作成する動きもあるということも聞いていましたので、いわゆるQRコードを資料等に付して、いつでもその動画を見られるようにすることについては積極的に検討してまいりますと答弁したところです。何かそのことについてありますか。

教育センター所長。

齋藤教育センター所長 現在、そういったところで、いろいろな資料等は今電子化しているものがありますので、当然ほかの課からも頂いたデータも入れながら、そういったものを作っていくということで計画しております。また、QRコード作成については、さほどそんなに手間がかからない、簡単だということですので、QRコードで学校に配付できる形が取れば一番便利と考えております。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 指導課でも今回、新型コロナウイルス感染症関係の対策の一環として、例えばですが消防署の見学が今回できないかどうかなのですが、消防署でも今DVDの作成をしていただけることになりまして、それからメロン栽培、こちらにつきまして越谷の新しい農業というテーマ、メロン栽培についても今DVDを作っていたらということで、こちらを実際には来年度以降になりますけれども、また副読本の編集作業の中で、副読本にもQRコード等を取り入れる作業の検討を進めている状況でございます。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 特に質問というわけではないのですけれども、1人1台タブレットがあるということは、今までは集まってやってきた例えば集会的な活動とか、校長先生の話ですとか、そういうことについても大分さま変わりするのかな、学校の様子がさま変わりすると感じます。

吉田教育長 堀川委員。

堀川委員 今回、予算がついたことによって、ご家庭とかご父兄とか子どもたちが、来年からこれが1人1台ずつ自由に使えるようになる話をこれから徐々に周知していく感じですか。

吉田教育長 教育センター所長。

齋藤教育センター所長 1人1台配付につきましては、なかなか保護者の皆様や地域の皆様がそこまでニュース等では多分ご存じないかと思うしますので、その辺りについては教育センターを中心に周知して行って、4月までの間に何らかの形で啓発をしていきたいと思います。4月から入りますので、その前の段階で準備をしっかりと進めていきたいと考えております。

以上です。

堀川委員 ありがとうございます。

吉田教育長 家庭に周知すれば、かなり家庭でも期待感が膨らむかと思うのですが、そういった意味で何かこういったものに使っていったらいいのではないのかというご提案でもありましたらどうでしょうか。

ほかにご質問ございますでしょうか。ご意見でもありませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 この件については、次年度の重点施策でもご協議いただくことができると思いますので、それまでに原案をきちんと事務局で、今のご意見、ご質問等を踏まえて進めていってください。

◎ 第39号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について

第40号議案 越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第39号議案及び第40号議案につきましては関連がございますので、一括して学務課長から説明した後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

第39号議案、学務課長。

小野寺学務課長 それでは、第39号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の13ページをご覧ください。

第39号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年9月30日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の15ページをご覧ください。改正の主な内容でございますが、越谷市教育委員会において、教育職員の業務量を適切に管理するため、教育職員が在校している時間をタイムカード等により客観的に計測する必要があることから、第7条の2第1項及び第2項に出校

時刻及び退校時刻を勤務管理システムにより記録する旨の規定を新たに追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

また、この規則は、公布の日から施行いたします。

なお、今回の規則改正に係る新旧対照表を資料の1ページから3ページに掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

第39号議案についての説明は以上でございます。

吉田教育長 引き続き第40号議案について説明をお願いします。

小野寺学務課長 それでは、第40号議案 越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをご覧ください。

第40号議案 越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について。

越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年9月30日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、必要な事項を定める必要があるため提案するものでございます。

続きまして、会議要項の21ページ及び22ページをご覧ください。本規則は、教育職員の業務量の適切な管理等については、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとされたことから、学校における働き方改革を推進するに当たり、必要な取り組みの徹底を図るため制定するものでございます。

規則の主な内容につきましては、まず第1条に本規則の趣旨を規定しております。

次に、第2条に定義として、本規則における「教育職員」の対象範囲を規定しております。

次に、第3条は、業務量の適切な管理等でございます。学校の教育職員の在校時間等の上限範囲を1か月について45時間、1年について360時間と規定しております。

第2項には、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、時間外在校等時間及び月数の上限範囲として1か月について100時間未満、1年について720時間等について規定しております。

第3項には、前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について、教育委員会が別に定めるものとしております。

最後に、附則でございますが、8月定例教育委員会会議においてご協議いただいた際に、施行については、現状として令和2年4月1日に遡及して施行することを検討しているとご説明させていただきましたが、その後の協議の結果、本規則の性質や学校の管理運営上の周知期間などを

考慮し、公布の日から施行することと規定いたします。

第40号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

初めに、第39号議案「越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について」、ご質問またはご意見等はございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 それでは、これより第39号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第40号議案「越谷市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について」、ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、私から。

この規則を改正することについて、教育委員会としての認識を改めて聞きたいのだけれども。学務課長。

小野寺学務課長 こちらの制定でございますが、教職員が子どもたちのための指導に専念できるよう教職員の多忙化の解消と負担の軽減を進めて、さらに教育の質の維持、向上に取り組むためにこのようなものを定めております。

そこで、さらに先ほど申し上げましたように時間外勤務時間の上限について、月45時間以内、年間360時間以内と定めているところでございます。これを進めながら教育の質をさらに向上させてまいりたいと考えております。

吉田教育長 子どもたちに寄り添う時間とか教育の質の向上、これが本来の目的だということですか。

ご質問ございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 この規則についてなのですけども、施行は公布の日からとなっているのですけれども、そうすると、例えば業務外の労働時間についての規定では1年について720時間というのは、どのように解釈すればよろしいのでしょうか。今からですと、あと半年しかないと思うのですけれども、その辺で何か調整とか特にしないのですか。

吉田教育長 学務課長。

小野寺学務課長 これまでも教職員の働き方改革につきましては、時間外勤務時間が80時間を超え

た場合には面接指導に取り組んでいるところでございます。それを踏まえまして、今回、ご審議いただきまして施行することから、改めてこの数字につきまして、教育委員会としても重く捉えまして、学校に働きかけていくと同時に、具体的な負担軽減の取り組みについて、これまで以上に継続して進めていきたいと考えております。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

今、渡辺委員さんからご質問があったように、この件に関しては実際に運用を図るときに、なかなか目標が達成できない状況があるのであれば、具体的な対応策を今後考えていかなければいけないというご意見だったと思いますけれども、この点についてはどうですか。

学務課長。

小野寺学務課長 これまでもＩＣカードによる客観的な在校時間の把握ということで、こちらの勤務時間について確認しているところでございます。これを受けまして本市におきましては、人的なサポートとしてのスクール・サポート・スタッフの配置や校務支援システムの活用、そして学校閉庁日の実施、留守番電話等の導入を行いながら具体的に進めているところでございます。

さらに、こちらは教育委員会としてもこの取り組みを進めていくことも重要でございますが、学校ごとに取り組んでいくことも大変重要となります。いわゆる業務改善策というものを進めていくということで、会議の回数の削減や早めの退勤の呼びかけ、そして仕事量の削減、分担ということで考えております。検討委員会を立ち上げて、そちらを中心にさらに具体的な取り組みについて検討し、広めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 検討委員会を立ち上げるということなのですけれども、今の段階で検討委員の構成メンバーを考えていますか。

学務課長。

小野寺学務課長 メンバーにつきましては、まだ案でございますが、小学校長会の代表、中学校長会の代表、そして小中の教頭職、主幹教諭、教務主任、養護教諭、事務職員など各学校の様々な立場の代表の方にお集まりいただきまして、教育委員会学務課長、私をはじめ教育委員会事務局も参加し、現場の話を聞きながら、少しでも負担軽減、または勤務時間の時間削減というためにぜひ検討して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第40号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎ 第41号議案 令和3年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について

吉田教育長 続きまして、第41号議案「令和3年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

小野寺学務課長 それでは、第41号議案 令和3年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の23ページをお開きいただきたいと存じます。

第41号議案 令和3年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について。

令和3年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について、別紙のとおり決定する。

令和2年9月30日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、令和3年度当初、人事異動を行うに当たり、越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針を決定する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の25ページ及び26ページを御覧ください。人事異動の方針は、毎年、埼玉県教育委員会が定めた人事異動の方針を踏まえ、決定しているものでございます。この人事異動の方針に基づきまして、市町村教育委員会と県教育委員会が連携、協力しながら、人事異動の事務手続を進めております。

1の基本方針ですが、以下の方針が示されております。(1)適材を適時に適所に配置すること。(2)人材育成を期すること。異動は最大の研修であるとも言われております。(3)地域差、学校差を是正すること。特に年齢構成不均衡を解消すること。(4)全市的、長期的視野に立って、計画的に選考、異動を実施し、本県・本市教育水準の向上を図ること。(5)再任用職員は、全市的視野から適切な配置に努めること。(6)女性教職員の管理職への積極的な登用に努めること。(7)障がいのある教職員の異動については、個々の障がいの状況、能力、適正等を考慮し、適切な配置に努めること。等が上げられています。

2の退職でございますが、年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図ることとなっております。

3の転任、転補ですが、1の基本方針を受けて「教職員組織の充実を図ること」、「魅力ある学校づくりを目指し、適材を適時に適所に配置すること」、「新規採用後、早期に複数校を経験するよう積極的に異動を行うこと」、「同一校勤務年数が長い者については積極的に異動を行うこと」等、8項目が挙げられております。

その他、4の採用等、5のさいたま市との人事交流が示されております。

来年度に向けて、これらの基本方針に基づき適正な人事事務を進めてまいりたいと存じます。
校長の学校経営方針を踏まえた魅力ある学校づくりにつながる人事異動、教職員を生かし育てるための人事異動にしていきたいと考えております。

第41号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

荒木委員。

荒木委員 基本方針7の障がいのある教職員につきまして、昨年は3名の方が校務等様々な仕事を
していただいていると伺いましたが、現在はいかがでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

小野寺学務課長 本年度も昨年度と同様、3名の方に勤務をしていただいている状況でございます。
以上でございます。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

進藤委員。

進藤委員 複数箇所、教職員の年齢構成不均衡という言葉が出てきますけれども、具体的に現状で
はどのような傾向があるのか教えてください。

吉田教育長 学務課長。

小野寺学務課長 現在、40代の後半がやはり少ない状況になってございます。グラフにしますと40代
の方がへこんだ形になっているという状況で、それ以降の年齢と、若い教員が大変増えておりま
すので、若い教職員の育成が喫緊の課題ということになっていると考えられます。

以上でございます。

進藤委員 ありがとうございます。

吉田教育長 今のは、全体的な年齢構成の不均衡ですよね。これは学校間での不均衡をなくすとい
うことの意味で書かれているのでしょうか。現状どうですか。

小野寺学務課長 現在、各学校でございますが、大量退職期を迎え、終盤に向かっているという状
況でございますので、年齢の不均衡が解消されつつありますが、いまだベテランが多い学校と、
若者が多い学校というように、不均衡が本市にもございますので、それも視野に入れながら人事
異動を進めていくよう考えているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

堀川委員。

堀川委員 すみません。女性管理職の割合を教えてください。

吉田教育長 学務課長。

小野寺学務課長 現在、小学校30校ございますが5名で、中学校は15校ございますが2名でございます。こちら校長の数字でございます。すみません。現在、教頭の数字を持ち合わせておりませんので、こちらの校長ということをお願いします。

堀川委員 ありがとうございます。

吉田教育長 今の校長、管理職の女性の登用の数については、どのように考えている、多いのか少ないのか。

学務課長。

小野寺学務課長 小学校につきましてはおおよそ17%ぐらい、中学校につきましては13%ということでございます。こちらに関しましては、さらに女性管理職を積極的に登用する形で進めていきたいと考えてございます。

吉田教育長 実際の採用試験というのは、転校試験等については県の責任の範囲内なので、市としてはどうともできないのだけれども、全体的な市のバランスとしてはそこそこののですか、他市に比べてどうかということを知っているのですけれども。

学務課長。

小野寺学務課長 申し訳ございません。現在、他市との比較の数字を持っていないところでございますが、女性管理職の積極的な登用につきましては県を挙げて、また本市でも行っているところでございます。今後、管理職を目指す女性教職員を各学校でも育成してまいりまして、管理職という仕事の魅力等を伝えていき、女性管理職の積極的な登用につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 堀川委員。

堀川委員 なかなか女性をもっと多くと周りが思っている、本人が希望されないと難しいものだと思いますので、ぜひ果敢にチャレンジしていただいて、多くの方が管理職になることを願っております。よろしくお願いします。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 方針の決定とは直接関係ないことかもしれないのですが、少しお聞きしたいのですけれども、昨年、新採用者数は、今年度も多いと伺いました。今年度はコロナ禍で初めは授業もなく、新採用の先生方が例年どおりの活動をされることが難しかったと思います。そういった今年度の新採用の先生方に対して工夫された点であるとか、またもし課題などありましたら教えていただけたらと思います。

吉田教育長 学務課長。

小野寺学務課長 今、お話にありましたように、コロナ禍ということで臨時休業という形で学校が

4月に開始いたしました。新採用の先生は胸を膨らませて教員という仕事に就いて、本来でしたら4月8日に子どもたちと顔を合わせまして、楽しい、または迷うときもあったと思いますが、そのような日々を過ごすことを想定してこの仕事に就いたと思います。

しかしながら、子どもたちがいない、そして自分が教師という仕事像を描けないなど、不安になった教職員が出たと思いますので、管理職を通しまして声をかけ、また逆にこの機会をチャンスと捉えて、初任者に対しましては2名の担当教職員、本来なら指導をする教職員と校内の指導員がおりますので、そちらで初任者研修を深めていくということを進めさせていただきました。実際にはしっかり子どもたちと向き合っただけ授業をしたり、学級経営をしたりというところが実践として本人の自信につながってまいりますので、そちらについてうまく1学期の後半、2学期につなげて進めているところでございます。

このような状況下にありましたので、例年もしっかり初任者の方たち、教職員の様子を管理職が見ている状況でございますが、例年以上にしっかり様子を見ていただいて、ぜひ声をかけていただくように教育委員会としても校長、教頭に伝えているところでございます。

以上でございます。

荒木委員 ありがとうございます。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 指導課では、校長先生から実際に初任者の様子を伺いながら、学校担当の指導主事に確認して、実際には面談等を行いながらフォローしてきております。具体的には子どもたちがみんなマスクをしているので、顔の表情が見えなくてということや、あとは大学を卒業したての先生につきましては、やはり授業をすることそのものが不安など様々な不安があったようですが、一つひとつ指導主事が寄り添いながら、相談と一緒に乗りながら、学校と連携をして進めさせていただいております。

初任者研修につきましては、教育センター所長から説明させていただきます。

吉田教育長 教育センター所長。

齋藤教育センター所長 今、指導課長からありましたように、教育センターでも初任者のサポートのため各学校を回らせていただきました。多少不安があったり、校長先生からご依頼があった場合には、教育相談もこちらでやっておりますので、総括的な対応で初任者と話をさせていただいたり、学校と協力しながら力づけるようなことで行ってまいりました。

また、例年、初任者研修を行っているところですが、本年度の1学期につきましてはコロナ禍でありますので、集めて開催することができませんでした。ただ、内容について教職員として基礎、基本を身につけなければいけないので、様々な形でレポート等を提出していただいて身につけていただく形になりました。9月から初任者研修がやっと開始ができましたので、先生方の様子を見ると、やはり横のつながりというのですか、同年代の方たちが多いのですけれども、

少し顔が明るくなっているというのは印象的でございます。

以上でございます。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 退職のところで勧奨退職制度というのがあるのですけれども、これについて少し教えていただければと思います。

吉田教育長 学務課長。

小野寺学務課長 こちらなのですが、満45歳からということで、さらに20年以上の勤務を有している者が勧奨退職制度というものに該当する方になっております。勧奨するかしないかに関してまして、本人のご意向を受けて進めていくという形になっているところでございます。令和元年につきましては、5名の方が勧奨退職をしております。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 ほかにございますか。

この人事異動方針については、例年、県の方針に基づいて市の方針を作成していると思いますが、特段昨年と変わったところはないと考えていいですか。

学務課長。

小野寺学務課長 大きく変わったところはございません。文言の精査だけをさせていただいております。

以上です。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第41号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎ 第42号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について

吉田教育長 続きまして、第42号議案「越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について」、科学技術体験センター所長から説明いたします。

前田科学技術体験センター所長 それでは、第42号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の27ページをお開きください。

第42号議案 越谷市科学技術体験センター運営委員会委員の委嘱について。

越谷市科学技術体験センター運営委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別等についてご説明させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。また、任期は前任者の残任期間となり、令和3年11月7日まででございます。

越谷市科学技術体験センター運営委員会委員。

3号委員、上野広美、越谷市PTA連合会・副会長、女、新任。

令和2年9月30日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における令和2年度の役職改選等に伴い、茂呂達也氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の28ページをご覧ください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた1名を加えた令和2年9月30日現在の越谷市科学技術体験センター運営委員会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

第42号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第42号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎ 協議事項 第3期越谷市教育振興基本計画（素案）について

吉田教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「第3期越谷市教育振興基本計画（素案）について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、協議事項、「第3期越谷市教育振興基本計画（素案）について」ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の別冊、「第3期越谷市教育振興基本計画（素案）」をご覧くださいと思います。

初めに、表紙から2枚めくっていただきまして、目次をご覧くださいと思います。計画全体の構成につきましては、第1編、総論、第2編、各論、第3編、まとめの3編構成としてござ

います。1編の総論では、計画策定の趣旨、基本理念・基本目標、今日の教育を取り巻く社会の動向、第2期計画の検証などを掲載し、第2編の各論では施策の体系、施策の展開、第3編のまとめでは計画の進行管理、指標一覧などを掲載させていただいております。

続きまして、1編の総論になりますが、1枚めくっていただきまして2ページから4ページには、第1章「はじめに」といたしまして計画策定の趣旨や位置づけ、計画期間などの基本的な事項について記述してございます。

また、3ページ中段には、策定委員会などからの意見を踏まえまして、第5次越谷市総合振興計画でも掲げてございますSDGsの考え方を踏まえて作成しているという位置づけの記載を追加させていただいております。

次に、5ページから7ページまでには第2章「基本理念・基本目標」を記述してございます。第3期計画におきましては、教育の継続性などを勘案いたしまして第2期計画を継承し、基本理念は「生涯学習社会の実現をめざして～いきいきとだれもが夢に向かって輝く越谷教育～」。

7ページになりますが、基本目標は、学校教育、生涯学習、生涯スポーツの3つの基本目標を掲げてまいります。

次に、8ページからは第3章「今日の教育を取り巻く社会の動向」といたしまして、「(1)人口減少・高齢化の進展」から15ページの「(9)老朽化した公共施設の維持管理」までの9項目を整理させていただいております。

このうち10ページをご覧いただきたいのですが、下段の「(3)地球規模の問題の進行」につきましては、計画骨子から新たに、5行目になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る記述を追加させていただいております。

また、11ページになりますが、「(4)国際的な動き「持続可能な開発目標」」につきましては、策定委員会での協議を踏まえまして、計画骨子から新たに追加した項目となっております。国際社会共通の目標となっているSDGsに加えまして、これまでに学校教育で取り組んできた持続可能な開発のための教育(ESD)を関連づけて記述し、整理させていただきました。

16ページからは、第4章「取り組みにおける成果と課題～第2期計画の検証～」となっております。17ページをご覧いただきたいと思いますが、3つの基本目標及び第2階層である施策の方向ごとに、第2期計画におけるこれまでの取り組みと成果をまとめるとともに、18ページになりますが、第2期計画で掲げた重点事業指標の進捗状況について数値をお示しさせていただいた上で、考えられる今後の課題について整理をさせていただきました。こちらは34ページまで、それぞれの施策の方向ごとに同様の形で整理をしてございます。

続きまして、36ページをご覧いただきたいと思いますが、第2編の各論となります。

第1章では、施策の体系といたしまして、37ページから39ページまで基本目標、施策の方向、施策、主な取り組みの4階層の構造を施策体系として記載してございます。

まず、基本目標1では、学校教育を推進するため、「施策の方向1 9年間を見通した越谷教育を推進する」、「施策の方向2 確かな学力を育む」、「施策の方向3 豊かな心を育む」、38ページになりますが、「施策の方向4 健やかな体を育む」、「施策の方向5 自立する力を育む」、「施策の方向6 質の高い教育環境を整備する」で構成してございます。それぞれ施策、主な取り組みを設定させていただいております。

39ページになりますが、基本目標2では、生涯学習を推進するため、「施策の方向1 生涯にわたる学びを進める」、「施策の方向2 文化活動を充実し、郷土の歴史を継承する」。また基本目標3では、生涯スポーツを推進するため、「施策の方向1 健康ライフスタイルづくりを支援する」、「施策の方向2 スポーツ・レクリエーション活動を支援する環境の充実を図る」で構成し、それぞれ設定をさせていただいております。

なお、第5次越谷市総合振興計画との整合を図るため、基本目標から施策の第3階層までにつきましては統一をさせていただいております。第4階層の主な取り組みについては、教育振興基本計画で独自に設定してまいります。

また、戻りますが、37ページ、ご覧いただきたいと思います。施策の体系におきまして計画骨子からの大きな変更点は2つございます。まず1つ目は、施策の方向1に「9年間を見通した越谷教育を推進する」を新たに追加させていただいたことです。こちらは新学習指導要領の趣旨を勘案するとともに、これまで取り組んできた小中一貫教育を発展させるため、新たに位置づけるものでございます。小中学校の学びと育ちの連続性を重視し、9年間を通じて児童生徒の生きる力を育む取り組みや、地域の住民や保護者等の学校運営への参画を促進し、地域ならではの特色ある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールの充実などについて記述してまいります。

また、児童生徒数の推移などを勘案いたしまして、小中一貫型小中学校の候補地の検討、整備についても位置づけてまいります。

2つ目は、施策の方向2、新しい時代に求められる資質・能力の育成に、主な取り組みといたしまして「読書活動の推進」を追加させていただきました。こちらはICT機器を利用する時間が増加傾向にある中、読書活動の重要性が再認識されている状況を踏まえまして、新たに項目として追加したものでございます。

その他、文言の整理はさせていただきましたが、施策体系に係る主な変更点は以上の2つとなります。

続きまして、40ページをご覧いただきたいと思います。第2章、「施策の展開」といたしまして、それぞれの主な取り組みについて、今後5年間に取り組む事業など具体的に記述してございます。

43ページからは、「基本目標1 学校教育」に関する施策、少々飛ばして67ページからは「基本目標2 生涯学習」について、77ページからは「基本目標3 生涯スポーツ」という展開になっております。各基本目標に掲載してございます「めざす姿」につきまして、第5次越谷市総合振

興計画と統一しております。

また、それぞれの取り組みの中で、主管課と市長部局を含みます関係課を記載してございますが、こちらにつきましても策定検討部会などで協議をさせていただいてございます。

次に、策定委員会及び策定検討部会での協議を踏まえまして反映させた主な内容についてでございますが、44ページになりますが、「施策の方向1 9年間を見通した越谷教育を推進する」など、小中一貫型小中学校の整備に係る背景や必要性の記述内容の充実について協議がなされました。

6行目の「これまで、本市では」以降に、今までの取り組みの実績を記述するとともに、今後、これらをさらに深化させて取り組んでいくことについての記述を追加させていただきました。

続きまして、49ページになりますが、GIGAスクール構想の記述に係る整理でございます。令和2年度に児童生徒1人1台の学習用端末が整備される予定でありますことから、「GIGAスクール構想」という名称は記述してございませんが、今後、整備された端末をどのように活用していくかという視点で、「1222 ICTを活用した教育の充実」や、66ページになります「施策の方向6 質の高い教育環境を整備する」の「1632 快適な学校環境の整備と充実」に、その考え方を包含して整理させていただきました。

続きまして、戻りますが、申し訳ございません。51ページになります。自殺防止対策に係る表現の追加についても協議がなされました。1行目の後半、「自他の生命尊重」の文言を記載するとともに、53ページの「1321 教育相談体制の充実」の2項目目の2行目に「ゲートキーパー研修」に係る記述を追加させていただきました。

続きまして、54ページになります。外国人への差別・偏見の抑制に係る取り組みについて協議がなされました。「1332 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成」の2項目目になります。1行目の後半に、「外国人の人権」の文言を追加させていただきました。

また、70ページにございます生涯学習に係る人権教育、「2121 人権教育推進事業の充実」の1項目目の1行目においても、同様の記載をさせていただいたものです。

そこで、また戻りまして56ページになります。「1412 学校保健の充実へのがん教育」の記述につきまして協議がなされました。1項目目の2行目後半のとおり、「がん教育や薬物乱用防止教育などの保健教育を推進します」という内容を追加するとともに、関係課として市民健康課を追加させていただきました。

次に、62ページになります。「1542 日本語を母語としない児童生徒への支援」に、その児童生徒が自国の文化等を紹介する機会の提供や、一定の日本語力を身に付けるカリキュラムの確立の必要性などを追加することについて協議がなされました。1項目目の2行目後半に「日本語指導が必要な児童生徒に対する特別な教育課程の編成」の記述や、2項目目の2行目に「外国籍の児童生徒が持つ特性をそれぞれの教科などで自らの学習に活かすことができるような教育支援」と

いう記述の追加で整理をさせていただきました。

続きまして、69ページになります。「2112 多様な学習機会の充実」の2項目目にごございます公民館事業に関する記述内容についても協議がなされまして、関係課といたしまして市民活動支援課を追加させていただきました。

続きまして、71ページをご覧いただきたいと思います。電子書籍サービスへの取り組み及び視覚障がい者等の読書環境の整備について協議がなされ、「2131 図書館機能の充実」の3項目目の1行目に「電子書籍の導入」及び2行目に「障がい者向け資料の強化」の記述を追加いたしました。

以上が、少し長くなりましたが、協議を踏まえて施策の展開に反映した内容となります。

続きまして、84ページをご覧いただきたいと思います。第3章「市民団体等との連携による教育に関する取り組み」といたしまして、教育委員会では社会教育関係団体をはじめとした各種団体などとの連携により実施している事業が多数ございますので、市民との協働という視点から市民団体等との連携による取り組みについて記載させていただきました。

90ページからが第3編のまとめになりますが、第5次越谷市総合振興計画と同様にPDCAマネジメントサイクルに基づいて実施してまいります。

91ページから93ページが、指標一覧となります。こちらは先ほどから申し上げており、第5次越谷市総合振興計画前期基本計画との整合を図るため、まちの達成指標などに掲げる指標を掲載させていただきました。

各指標では、計画最終年度となる令和7年度における目標値を掲げた上で、毎年度進捗状況を確認しながら施策の成果を検証してまいりたいと考えております。

最後に、96ページから資料編といたしまして、策定委員会、検討部会の設置要綱などを記載させていただきます。

今後の予定でございますが、本日の協議を踏まえた計画素案を10月14日から11月12日までの30日間でパブリックコメントを実施する予定でございます。また、教育委員の皆様と市長における討議の場といたしまして、11月17日に総合教育会議が予定されておりますが、計画素案についてご協議いただければと考えております。

その後、パブリックコメントなどでいただいたご意見も含めまして、計画最終案を作成いたしまして、2月の定例教育委員会会議で計画最終案の議決をいただく予定となっております。

説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 私から少し確認だけでも、36ページの施策の体系についての説明の中で、施策につ

いては連携してというところがあったのですが、取り組みについては教育委員会独自に設定と。独自に設定でというけれども、施策に掲げた狙い達成に沿ってということですね。教育委員会として決めているというので、この辺が総合教育会議では接点となるということで考えていいですね。

それと、グラフ等については適切に反映されていない部分もあるので、検討してほしいと以前申し上げましたが、この辺りはどうですか。

教育総務課長。

渡辺教育総務課長 今、教育長からお話ございましたように、資料の17ページにございます。越谷市の教職員のICTを活用した指導力の推移とかというところの指標が出てございますが、こちらについては平成30年度の数字が落ちているのですけれども、これは県の取り組みの調査項目が変わった状況が影響しているということになりますので、そういう説明を加えませんかとか指標としてよろしいものなのかどうかという議論も出てきてしまいますので、そうした場合、グラフにつきましては変更していきたいと考えてございます。

また、17ページ以降もいろいろなグラフ出てまいります。現段階でこのグラフとは考えてございますが、同様に、議論を進めていく中で変更する必要が生じれば変更してまいりたいと考えております。

以上です。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 今、グラフの話が出たので、私もざっと見てみたのですけれども、まず20ページなのですけれども、この越谷市立小中学校の新体力テストにおける上位部分のところなのですが、これ資料は埼玉県の子童生徒の新体力テストとなっているのですけれども、上のグラフは越谷市の新体力テストにおけるものでよろしいですか。

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 資料の出どころが埼玉県の子童生徒の身体力テストのところの越谷市に係る部分を抜き出しているということになります。

以上でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 なるほど、そういうことですね。はい、分かりました。

すみません、続けてなののですけれども。

吉田教育長 渡辺委員、どうぞ。

渡辺委員 すみません。22ページの資料なのですけれども、小中学校施設のバリアフリー化の現状なののですけれども、令和元年度77.7%というのは、これは全小中学校のうちの77.7%がバリアフ

リー化ができているという読み方でよろしいですか。

吉田教育長 学校管理課長。

紺野学校管理課長 こちらの数字なのですけれども、このバリアフリー化のカウントの仕方なのですが、これはバリアフリーを進めていく中で、例えばスロープであるとか、点字ブロックであるとか、階段の手すりだとか、その辺の整備が終わった学校が全部で45校のうち35校あるということで、それで77.7%という数字です。個別に見ていきますと、それぞれまた違った数字になっているのですけれども、こちらに掲げてあります数字については、全ての整備が終わった学校ということになります。

渡辺委員 全ての整備が終わった学校ですね。

紺野学校管理課長 はい、そうです。

渡辺委員 はい、分かりました。

吉田教育長 今、幾つか出されたように、少し説明を加えないと分からないというのだと資料として不十分だと思うので、その辺り説明を加えなくても分かるように表記を検討してください。

ほかにございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 ただいまのグラフの件で、私も17ページのグラフについては少し違和感を持っていました。30年度から判定方法が変わったというのであれば、その辺を明確にしておいたほうがきっと読む者にも分かりやすいのかと。こんなに下がるわけないと少し思ったりしたのだけれども、それはまた検討していただければと思いました。

ただ、全体として幾つか非常に一貫性が取れていて、すばらしいと思ったところがございました。特に審議会とか策定委員会からの意見もきちんと対応していただいているところもありがたいと思いますし、先ほど服務規程とか業務量管理の規則を定めた検討をしましたけれども、それにつきましても働き方改革が例えば65ページに載せてあるとか、さらには最初の段階で教職員の負担についてもきちんと把握しているということで、一貫性を保った施策になっていると思いました。これからの働き方改革については、国を挙げてやっていくということですので、本市でも取り組んでいくのだという強い決意が表れていると思いました。

それから、一部報道でもありました小中一貫校につきましても、こちらにきちんと明記して取り組んでいくのだということが表されていると思いました。特に46ページを中心にですけれども、きちんと明記されていますし、また91ページには指標として参考、ここを目標にするのだということも明確化されておりますので、非常に心強いと思いました。

それから、75ページですか、生涯学習関係ですけれども、郷土資料館の設置について言及されているのですけれども、これについては今後どのような形で考えていらっしゃるか、少しお話をいただければありがたいのですけれども。

吉田教育長 生涯学習課長。

木村生涯学習課長 文化財の資料を適切に保管、管理をしまして、学校教育をはじめ皆さんに郷土の歴史を学んでいただく、郷土資料館の整備が必要であると考えております。今後、市内で歴史について研究活動を行っております団体等との意見交換や文化財関係の事業にご参加いただく皆様へのアンケートや市政世論調査などを通して、市民のニーズを把握しまして、施設の公開を行う展示についての機能や、資料保管など収蔵面での機能、資料を調査研究するための学習機能、さらに学習の成果を発表する場としての企画展示機能といった、規模だけではなく、施設の機能に関して具体的な考え方、あり方についてまとめていきたいと考えております。

また、資料館を拠点としまして、地域に残る歴史や文化を後世に継承ができるように、市内に所在しております様々な文化財を計画的に調査して、その詳細の把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

吉田教育長 教育総務部長。

鈴木教育総務部長 すみません。少し補足をさせていただければと思います。郷土資料館の文言については、今回、初めてこちらに掲載させていただきます。郷土資料館の考え方としましては、こちらに郷土資料館の設置とありますが、基本的には今後、郷土資料館のあり方についてどのようにしていったらいいのか、資料館を造るにしても展示するものや収納するものといろいろありますので、それらについてきちんと整理していきたいと考えております。

吉田教育長 郷土資料館については、郷土愛を育成するためには、まず地域を知ることが大事だということをよく言われているわけですが、そうした意味で、その拠点となる館の整備について、これからも粘り強く要求していきたいと思っておりますが、ということでもいいのですか。

鈴木教育総務部長 はい。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

進藤委員。

進藤委員 今のことと関連するのかもしれないのか少し私もよく分からなくて、この場での質問が適切かもよく分からないのですが、都市計画マスタープランを見ますと、西大袋地区が文化教育創造拠点として位置づけられているのですが、これを見ると、なかなかその辺りが見えてこないのですが、何か想定しているというか、計画していることはあるのでしょうか。

吉田教育長 教育総務部長。

鈴木教育総務部長 ただいまの質問にお答えします。

今、委員さんのご質問の、西大袋地区の拠点施設につきましては、公園・調整池・公共施設を併せた拠点で、公共施設用地は約1.5ヘクタールあったと思うのですが、そちらについて今どのような施設を造ったらいいか、都市計画課を中心に検討委員会を開いて検討していると

ころでございます。

西大袋地区につきましては大道遺跡等がございますので、教育委員会としては、その中でそういったものを含めて展示するスペース等を確保できればと思っておりますが、今後、拠点としてどういった施設がいいのかということを含めて検討しています。

また、このほかに図書館機能の充実ということで、こちらの施設に入れないかということも含めて検討しているところでございます。

進藤委員 ありがとうございます。

吉田教育長 図書館機能というのは、越谷市ぐらい大きくなると2館あるのが普通なのです。バランスからいっても必要ということで、教育委員会としては考えていくということです。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 この計画については10年間を見据えて、しかも5年間のスパンの中で考えていくという、そういう基本的な考え方の下につくった計画ですが、今の10年間というのは、昔の10年間に比べてかなり急激に変化することが予測されますので、その中で非常に大変な作業でした。その辺は野口さんからご指摘いただいて、よく書けているのではないかとということで、事務局としても大変ありがたく思っているところです。

ほかにございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 本当にGIGAスクール構想とかタイムリーに導入したので、これにもすぐく反映されていて、載っている内容に一貫性が本当に出てきたと私は率直にプラスに感じました。また、地域との結びつきを大事にするのだということでも、小中一貫校設置の理念と合致していて、一貫性があると本当にプラスに捉えておりました。

以上でございます。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 私も感想なのですが、第2期のものと比べて全体的に文字が大きくなって見やすくなっていると感じました。重複するのですけれども、全体的に新しいことも多くある中で、たくさんある様々な項目を体系立てて分かりやすくまとまっているという印象を持ちました。ありがとうございます。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

お褒めの言葉いただいたのですけれども。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 ほかにないようですので、なければ以上を踏まえて進めてください。

◎ 協議事項 令和２年度越谷市教育功労者等表彰式の中止並びに今後の対応について

吉田教育長 続きまして、「令和２年度越谷市教育功労者等表彰式の中止並びに今後の対応について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、「令和２年度越谷市教育功労者等表彰式の中止並びに今後の対応について」ご説明させていただきます。

会議要項の29ページをお開きいただきたいと思います。先月の８月定例教育委員会会議におきまして表彰式後に実施を予定していた受賞者との懇親会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底が難しいことや出席者の方々の健康面などを考慮いたしまして中止とする決定をさせていただきました。また、表彰式の実施につきましては、その後、感染状況を踏まえて検討していくこととしておりました。

現在の感染状況につきましては、越谷市内においても新規陽性者が日々確認されるなど依然として予断を許さない状況が続いております。また、受賞者には教職員のほか、児童生徒の保護者も多く含まれております。教育現場にも多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、出席者の方々の健康面や感染リスクなど様々な面を考慮いたしまして、今年度の表彰式は中止せざるを得ないと考えております。

受賞者への表彰につきましては、表彰式を中止した場合においても実施してまいりますが、表彰状や記念品につきましては、各推薦母体にお願いいたしまして、推薦母体を通じてご本人へお渡しいただきたいと思いますと考えてございます。なお、推薦母体からのお渡しが困難な場合については、別途教育総務課または団体を所管する課と連携を取りまして、確実に受賞者の方のお手元に届くようにしてまいりたいと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、10月上旬に各推薦母体の代表者および受賞者へ表彰決定の通知をお出しするとともに、併せて表彰式の中止についてもそのときにお知らせさせていただきたいと思います。また、表彰状のお渡し方法などについても併せてご連絡させていただきたいと考えております。

令和２年度越谷市教育功労者等表彰式の中止並びに今後の対応についての説明は以上となります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございませんか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 ありがとうございます。昨今の状況を見ると中止もやむを得ないのかな

と思いますが、ただ団体から本人にお渡しするときに、できるだけ厳かな雰囲気の中で重々しく渡していただける雰囲気をお願いしていただけるといいと思いました。例えば、学校であれば校長先生からみんなの前できちんと渡すとかということで、そうしていただければありがたいと思います。

以上でございます。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、ただいま出されたご意見を踏まえて進めてください。

◎ その他 令和2年9月定例市議会について

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和2年9月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、令和2年9月定例市議会の概要につきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の31ページ及び32ページをご覧ください。まず、会期日程でございますが、9月1日から9月25日までの25日間にわたりまして、9月定例市議会が開催されました。

続きまして、33ページ上段をご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、「令和2年度越谷市一般会計補正予算（第7号）について」、「財産の取得について（学習者用タブレット端末等）」の3件が上程され、原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の一般質問でございますが、会期日程にありますように9月18日及び23日から25日の計4日間にわたりまして、市政に対する一般質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の33ページから34ページのとおり、8人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

また、9月11日に開かれました教育・環境経済常任委員会における質問事項等は、会議要項の34ページ、35ページのとおりでございます。詳細につきましては、大変恐縮ではございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

令和2年9月定例市議会についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎ その他 教育総務部所管施設の指定管理者の指定について

吉田教育長 続きまして、「教育総務部所管施設の指定管理者の指定について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 それでは、教育総務部所管施設の指定管理者の指定についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の36ページをお開きください。初めに、指定期間満了となる施設の指定管理の指定等についてでございますが、教育総務部が所管する施設について指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって指定期間満了となることから、令和3年度以降についても指定管理者を指定するため、越谷市指定管理者選定委員会設置要綱並びに越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例に基づき、指定管理者の指定の手續等に関する事務を進めているところでございます。

各施設の指定管理者の公募及び随意指定の別、指定期間、これまでの経過と今後の予定につきましてご報告をさせていただきます。

次に、指定期間満了となる施設でございますが、1、越谷コミュニティセンター、2、日本文化伝承の館こしがや能楽堂、3、越谷市立総合体育館、4、越谷市民球場、総合公園多目的運動場、庭球場、5、しらこぼと運動公園競技場、第2競技場、野球場、庭球場、ソフトボール場、6、緑の森公園越谷市弓道場の6施設でございます。現在の指定管理者につきましては、いずれも公益財団法人越谷市施設管理公社、所管課につきましては1及び2の施設は生涯学習課、3から6の施設はスポーツ振興課が所管しております。

続きまして、会議要項36ページ下段並びに37ページ上段をご覧ください。公募・随意指定、指定管理期間等についてでございますが、1の越谷コミュニティセンターから5のしらこぼと運動公園競技場等につきましては随意指定としており、指定管理者は引き続き公益財団法人施設管理公社を予定しております。6の緑の森公園越谷市弓道場につきましては、公募でございます。指定期間は、1の越谷コミュニティセンターは令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、2の日本文化伝承の館こしがや能楽堂以下5施設につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

次に、随意指定の理由でございますが、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、現在における各施設の利用状況や管理運営の状況等を検証し、各施設の公募・随意指定の方向性を取りまとめました。その結果として、随意指定の5施設については、それぞれの施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経過及び組織体制の整備状況等を踏まえ、従来の受託者を指定管理者

としてあらかじめ指定することが必要と認められるため、随意指定といたしました。

次に、公募の理由でございますが、緑の森公園越谷市弓道場については主たる業務が利用受付であり、特定団体でなければならない理由はなく、民間事業者のノウハウ等を活用することにより市民サービスの向上やコスト削減、利用者の拡大などが期待できることから、公募といたしました。

次に、複数施設の一括指定についてでございますが、越谷市民球場と総合公園多目的運動場、総合公園庭球場、またしらこぼと運動公園競技場と第2競技場、野球場、庭球場、ソフトボール場については、それぞれ隣接する施設を一括して管理することにより、利用者のニーズに対応できる柔軟な管理運営を行うことができ、効率化、経費の縮減及びサービス水準の維持が図れることから、一括指定といたしました。

次に、会議要項37ページ下段及び38ページ上段をご覧ください。指定管理者の指定に関する事務の経過でございますが、現在まで2回の部会を開催し、公募・随意指定のほか、指定期間、委託料、募集・申請要項、仕様書（案）について協議し、指定管理者選定委員会、指定管理者選定審査会の協議、審査を受けたところです。

次に、今後の予定でございますが、10月1日に第3回教育総務部会を開催し、随意指定の指定管理者の選定をする予定でございます。公募の指定管理者の選定については、指定管理者選定審査会を開催し、応募者によるプレゼンテーションを実施し、審査会より選定結果の答申をいただきます。これを受け、指定管理者審査選定委員会を開催し、審査会の答申を基に、指定管理者の選定の承認決定を行います。

そして、12月定例市議会におきまして、指定管理者の指定の議案について審議、議決をいただき、新たな指定管理者が決定することとなります。令和3年3月に基本協定を締結し、令和3年4月から年度協定を締結し、管理業務が開始することとなります。

教育総務部所管施設の指定管理者の指定についてのご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 丁寧の説明していただきましたので、ご質問がないと。

なければ、この件については以上といたします。

◎ その他 令和2年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について

令和2年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会について

吉田教育長 続きまして、「令和2年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和2年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連があるため、一括して指導課長か

ら説明いたします。

指導課長。

佐々木指導課長 それでは、令和2年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和2年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会についてご報告いたします。

なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。恐れ入りますが、会議要項の39ページをご覧ください。

初めに、越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、本連絡協議会は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処に関係する機関及び団体の連携を図るために設置されたものです。第1回の本連絡協議会は、令和2年7月13日月曜日、10時から越谷市中央市民会館第16、17、18会議室にて、委員全11名の出席をもって開催いたしました。会議は公開でしたが、傍聴者はおりませんでした。

本会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、初めに事務局から越谷市いじめ防止基本方針の一部改定について説明を行いました。次に、昨年度におけるいじめ防止等に係る対策の実績の報告及び今年度におけるいじめ防止等に係る取り組みについて説明を行いました。

続いて、新型コロナウイルス感染症禍におけるいじめ等の防止についての協議及び各委員の所属する機関や団体のいじめ防止を中心とした取り組みについての情報共有が行われました。詳細については、恐れ入りますが、下段以降に掲載しております「6 議事等の概要」以降をご参照いただきたいと思います。

続きまして、会議要項の46ページをご覧ください。いじめ防止対策委員会についてですが、本委員会は児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を実効的に行うために設置されたものです。

なお、本委員会は、「いじめによる心身への重大な被害など重大事態が発生し、教育委員会が当該事案に係る調査を行う場合においては、その調査を担うこと」、「市長の附属機関として、越谷市いじめ問題再調査委員会の役割も担うこと」、「いじめ問題対策連絡協議会の開催後に委員会を開催し、連絡協議会における協議内容等を踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について、具体的に協議できるよう配慮するものであること」という役割や特徴があることを補足いたします。

第1回の本委員会は、令和2年7月21日火曜日、午後1時30分から越谷市役所第二庁舎教育委員会室にて、委員全5名の出席をもって開催いたしました。会議は公開でしたが、傍聴者はおりませんでした。

会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、初めに事務局から昨年度における児童生徒問題行動調査の結果及びいじめ防止等に係る対策の実績の報告について説明を行いました。

次に、今年度から市内全小中学校で実施する「越谷市いきいきアンケート」をはじめとした今年度におけるいじめ防止等に係る取り組みについて説明を行い、それらを踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について協議が行われました。

詳細については、恐れ入りますが、下段以降に掲載しております「6 議事等の概要」以降をご参照いただきたいと存じます。

令和2年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和2年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会についてのご報告は、以上でございます

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 教えていただきたいのですが、この2つの会議の議事録というのはホームページに掲載されていますか。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 公開が原則になっておりますので、公開をさせていただいております。

渡辺委員 そうですか。そうすると、委員の意見や質問というところなのですが、この辺も掲載されているのでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

佐々木指導課長 載せさせていただいております。

渡辺委員 分かりました。

吉田教育長 ただし、個人的な内容が含まれた場合については、掲載しないでしょう。

指導課調整幹。

佐藤指導課調整幹 公開なのですが、項目を中心に掲載されておりまして、詳細の中身については掲載されておりません。もし情報公開ということになった場合には、今お手元にありますそのものが公開の対象になるということでございます。

渡辺委員 それは公開してほしいという申請があった場合という意味ですか。

佐藤指導課調整幹 そうでございます。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

全体としてほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ほかになければ以上とします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、10月22日、木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「教育委員会室」と答える者あり〕

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 一応本日、ご通知させていただくのは教育委員会室ということでやらせていただきますが、新型コロナウイルス感染症の状況によってはまた変更することも考えてございます。

吉田教育長 ということですので、よろしくお願いします。

◎ 閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

(午前11時40分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉田 氏

委 員

野口 久男

委 員

堀川 智子

委 員

進藤 秀子

委 員

荒木 明子

委 員

渡辺 律子

書 記

教育総務課副課長

市川 今日子